

定款・諸規程集



公益社団法人寒河江市シルバー人材センター

寒河江市中央二丁目 2 番 1 号

電話 0237-83-3224

憲章

創造と感動は 人生を若くする

信頼とまごころで伸ばそう

私たちの

シルバー人材センター

公益社団法人 寒河江市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人寒河江市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 センターは、主たる事務所を山形県寒河江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下 高齢者 という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、山形県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員の種類は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれかにも該当する者

ア 寒河江市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する個人、企業団体等で理事会の承認を得た者

2 前項の、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 センターの会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正特会員は、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 正特会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 センターは、前項により除名する正特会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

3 賛助会員は、正当な事由があるときは、理事会の決議で除名することができる。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(2) 正特会員全員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 正特会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 退会し、又は除名された正特会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 総会の議事は、議事に加わることのできる正会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、当該会員として議決に加わることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任するに際して、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の配置)

第20条 センターに次の役員を置く。

(1) 理 事 3名以上 12名以内

(2) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事及び監事候補者は、理事会において別に定めるところにより選出する。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他（法令で定める）特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選出された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長及び常務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）

第27条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第6章 理 事 会

（構成）

第28条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) その他の重要な業務執行の決定

（招集）

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部 会 の 設 置

(部会の設置)

第34条 理事会に部会を置くことができる。

2 部会は、第29条に規定する理事会の職務のうち、理事長が指定する事項を協議し、この結果を理事会に報告する。

第8章 資 産 及 び 会 計

(資産の管理)

第35条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第36条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第40条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

第9章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第41条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第42条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消日又は当該合併の日から1月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事 務 局

(事務局)

第45条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は、理事長鈴木強及び副理事長土田稔とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、平成25年6月13日から施行する。

(平成25年6月12日第4条改正)

附 則

この定款は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月11日から施行する。